

第三次小牧市環境基本計画等改定支援業務委託仕様書

1. 目的

第三次小牧市環境基本計画は、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度を計画期間とし、5年を目安に見直すこととしている。

2050年のカーボンニュートラルの実現を目指し、社会経済情勢の変化を踏まえて第三次小牧市環境基本計画及び第三次小牧市環境基本計画に包含されている地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「小牧市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」という。）の改定を行う必要がある。

また、第三次小牧市環境基本計画の見直しにあたっては、記載内容の一部を気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画及び生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略として位置づけ、本市の気候変動への適応及び生物多様性の保全を推進するとともに、安心・安全な持続可能な社会の構築を目指す。

そのため、基礎資料となる各種調査及び改定支援等を行うことを目的とする。

2. 委託業務名

第三次小牧市環境基本計画等改定支援委託業務

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4. 業務内容

（1）「第三次小牧市環境基本計画」の改定関連業務

① 地域の現状把握

- ・ 基礎情報として、地球温暖化の現状、国・県・他自治体の動向及び小牧市の環境の現況を整理する。
- ・ 本市の上位・関連計画・施策の動向を整理する。
- ・ 自然的・経済的・社会的な観点から地域の特性を整理し、脱炭素社会の実現に向けて解決すべき課題を整理する。

② 市民・事業者の意向調査

市民、事業者の環境に関する意識、行動の実態、小牧市の環境施策に関する評価や期待について把握するため、市民及び市内事業者を対象とした郵送とWEB併用のアンケート調査を実施する。

■ 調査対象

小牧市内在住の市民 1,500人

市内の事業者 300社

■ アンケート調査業務内容

調査業務内容	発注者実施	受注者実施
調査票の設計	●	●
アンケート調査票の印刷		●
発送・返信用封筒の印刷		●
宛名シールの作成	●	
調査票の封入・封緘、発送、回収		●
WEB回答用フォームの作成		●
郵送費（発送費・返信費）		●
データ入力、整理、分析、図化		●
報告書の作成		●

③ 施策の検討

①地域の現状把握及び②市民・事業者の意向調査等の結果を踏まえて本市の環境に関する課題を整理し、施策の方向性等を検討する。

(2) 「小牧市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定関連業務

① 温室効果ガス排出・吸収量等の現況及び将来推計

- ・推計に必要な最新の統計資料・データ等を収集・整理し、本市における現況の温室効果ガス排出量（部門別）及び吸収源による温室効果ガス吸収量を推計する。推計方法については、可能な手法から最適な手法にて整理を行う。また、各部門の推計方法はわかりやすく整理し、参考資料として取りまとめる。

- ・ 現況推計を踏まえて、本市の温室効果ガスの吸排出量の実態を踏まえた地球温暖化対策の課題を整理する。
 - ・ 地域の特性を踏まえて再生可能エネルギーポテンシャルを推計する。
 - ・ 今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合と再生可能エネルギーに関連する取組の効果を考慮した場合の将来推計を行う。
- ② 目標達成に向けた施策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定
- ・ 各施策について推進に向けた指標の検討を行う。

(3) 「地域気候変動適応計画」の策定関連業務

① 気候変動による影響の評価

- ・ これまでに、気候の変化や気象現象（高温、大雨等）によって生じたと考えられる影響の事例、および影響の原因となった気象現象について、資料等による調査を行い、分野ごとに整理する。
- ・ 本市の自然的、経済的、社会的状況や地域特性を踏まえて、本市において将来想定される気候変動影響について情報を収集し、整理する。気候変動による影響の現状と将来想定される気候変動の影響を踏まえて、各分野の気候変動影響について評価を実施し、優先度の高い分野や項目の特定を行う。

② 適応策の検討

- ・ 本市における優先度の高い気候変動影響を対象に、将来の影響に対する施策の対応力を整理するとともに、新規または追加的な適応策が必要か検討する。
- ・ 新規または追加的な施策が必要とされた気候変動影響に対し、具体的な適応策の情報を収集し、本市で実行可能な適応策を検討する。

(4) 「生物多様性地域戦略」の策定関連業務

① 生物多様性に関わる地域課題及び施策課題の抽出

- ・ 社会的な状況を把握し、地域の特徴を整理するとともに、地域における課題を抽出する。なお、自然環境の把握等においては、本市及び愛知県等が保有する情報を活用することとし、追加の現地調査は行わない。
- ・ 既存施策における生物多様性保全の効果を検証するとともに、より強

化や追加が必要な事項、課題を整理する。

② 地域戦略の検討

- ・本市における実行可能な具体的戦略（既存施策の強化を含む。）を検討する。

（５） 共通業務

① 各種会議資料の作成支援及び運営支援

「小牧市環境審議会」の開催にあたって、必要に応じて資料の作成、会議の運営、会議録の作成等の支援業務を行う。

- ・小牧市環境審議会 令和５年度３回、令和６年度４回を予定

② パブリックコメントに関する支援

本改定に対するパブリックコメントの支援業務を行う。

③ 計画書（案）の作成

環境及び地域の課題、施策の検討を踏まえて、小牧市環境基本計画の計画書（案）を作成する。

④ 業務打合せ

①の各種会議資料の作成支援及び運営支援を含め、市担当者との打合せは８回（令和５年度３回、令和６年度５回）程度とするが、業務を適切かつ円滑に実施するため、必要に応じて打合せを行うこととする。

５． 成果品

「小牧市環境基本計画等」の内容を１冊にまとめた「計画書」を作成する。また、その内容を要約し、分かりやすいように編集・レイアウトを加えた「概要版」を作成する。

① アンケート調査報告書の電子データ 一式（ＣＤ－Ｒ等）

② 計画書及び概要版の電子データ 一式（ＣＤ－Ｒ等）

③ 会議開催に伴う各種データ（会議資料、議事録要旨等）

（データ形式は Microsoft Word 等編集可能な形式と、PDF 等閲覧用形式の両方とする。データ形式は協議の上決定する。）

④ その他当該業務に関する資料で市が必要とするもの

6. その他

- (1) 受注者は本業務実施期間中において、発注者と緊密な連絡を保ち業務を行わなければならない。
- (2) 成果品の所有権は小牧市に帰属するものとし、市が自由に加工、コピー、公表等は無償でできるものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。